

教育委員会規則番号	教育委員会規則名	公布年月日
教育委員会規則第 2 9 号	さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則	令和元年 7 月 2 5 日
教育委員会規則第 3 0 号	さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について	令和元年 1 1 月 2 5 日
教育委員会規則第 3 1 号	教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則について	令和元年 1 1 月 2 5 日
教育委員会規則第 3 2 号	さいたま市教職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	令和元年 1 2 月 2 7 日
教育委員会規則第 3 3 号	さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	令和元年 1 2 月 2 7 日

さいたま市教育委員会規則第29号

さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(返還免除)</p> <p>第8条 [略]</p> <p><u>2 条例第9条第2号の規定により入学準備金の返還免除の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。</u></p> <p><u>(1) 本市の住民基本台帳に記録されている者</u></p> <p><u>(2) 本市の市民税が課税され、これを完納している者</u></p> <p><u>(3) 条例第2条第2号に規定する大学又は同条第3号に規定する専修学校（専門課程に限る。）を正規の修業期間で卒業し、委員会が別に定める優秀な成績を修めた者</u></p> <p><u>(4) 条例第7条の規定による返還に滞納がない者</u></p> <p><u>(5) 条例第8条の規定による返還猶予を受けていない者</u></p> <p><u>3 条例第9条第2号の規定により入学準備金の返還を免除する額は、条例第7条本文の規定により返還すべき額の2分の1に相当する額（ただし、返還免除の総額が、貸付けを受けた総額の4分の1を超えない範囲に限る。）とする。</u></p> <p><u>(決定通知)</u></p> <p><u>第8条の2 前条第1項の規定により申請があつたときは、返還免除の可否について決定し、入学準備金・奨学金返還免除決定通知書（様式第5号の2）により、申請者に通知する。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第16条 第2条、第3条、第4条第2項、第6条</p>	<p>(返還免除)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第16条 第2条、第3条、第4条第2項、第6条</p>



様式第5号の2（第8条の2、第16条関係）

入学準備金・奨学金返還免除決定通知書	
年 月 日	
様	
さいたま市教育委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
年 月 日付け申請のありました 入学準備金・奨学金の返還免除について、次のとおり通知します。	
免除の可否	1 免除する                      2 免除しない
免除	入学準備金                      円
額	奨 学 金                      円
免除対象期間	
免除しない理由	

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和元年9月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則第8条第2項及び第3項並びに第16条の規定は、この規則の施行の日以後に入学準備金又は奨学金の貸付けの決定を受けた者について適用し、同日前に入学準備金又は奨学金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。

さいたま市教育委員会規則第30号

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第3条 条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第1項後段の教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とし、これらの教職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する教職員であった者</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において条例の適用を受ける教職員又は条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員（法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（第24条において「再任用教職員」という。）で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第8条に規定する任期付短時間勤務職員（第9条第1項第1号において「任期付短時間勤務職員」という。）その他市教育委員会（以下「委員会」という。）の定める職員を含む。）となった者</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤の職員にあっては、再任用短時間勤務職員、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）その他委員会の定める職員に限る。）となった者</p> <p>ア 国又は他の地方公共団体（第9条第1項第</p>	<p>第3条 条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第1項後段の教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とし、これらの教職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) その退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する教職員であった者</p> <p>(2) その退職<u>又は失職</u>の後基準日までの間において条例の適用を受ける教職員又は条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員（<u>臨時の職員を除く。</u>）若しくは非常勤の職員（法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（第24条において「再任用教職員」という。）で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第8条に規定する任期付短時間勤務職員（第9条第1項第1号において「任期付短時間勤務職員」という。）その他市教育委員会（以下「委員会」という。）の定める職員に限る。）となった者</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者（<u>臨時の職員を除き</u>、非常勤の職員にあっては、再任用短時間勤務職員、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）その他委員会の定める職員に限る。）となった者</p> <p>ア 国又は他の地方公共団体（第9条第1項第</p>

5号において「国等」という。)の職員(委員会の定める者に限る。)

イ 公庫等の役職員(さいたま市教職員退職手当条例(平成29年さいたま市条例第22号)第18条第5項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員又は同条例第22条第1項に規定する特定一般地方独立行政法人役員のうち委員会の定める者をいう。第9条第1項第3号において同じ。)

ウ 公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者(第9条第1項第4号において「退職派遣者」という。)

第5条 基準日前1月以内において条例の適用を受ける教職員としての退職が2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

第9条 基準日以前6月以内の期間において、次に掲げる者が条例の適用を受ける教職員となった場合(第3号、第4号又は第5号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける教職員となった場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間(第2号に掲げる者として在職した期間にあつては、週当たりの通常の勤務時間が15時間30分以上である職員として在職した期間に限る。)は、前条第1項の在職期間に算入する。

(1) 条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を含む。)

(2) 市費支弁の会計年度任用職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。)

↳

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

2 [略]

第19条 条例第26条において読み替えて準用する職員給与条例第30条第1項後段の教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とし、これらの教職員には勤勉手当を支給しない。

(1) その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する教職員であった者

(2) [略]

4号において「国等」という。)の職員(委員会の定める者に限る。)

イ 公庫等の役職員(さいたま市教職員退職手当条例(平成29年さいたま市条例第22号)第18条第5項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員又は同条例第22条第1項に規定する特定一般地方独立行政法人役員のうち委員会の定める者をいう。第9条第1項第2号において同じ。)

ウ 公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者(第9条第1項第3号において「退職派遣者」という。)

第5条 基準日前1月以内において条例の適用を受ける常勤の教職員、再任用短時間勤務職員又は短時間勤務職員としての退職が2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

第9条 基準日以前6月以内の期間において、次に掲げる者が条例の適用を受ける教職員となった場合(第2号、第3号又は第4号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける教職員となった場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。

(1) 条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員及び非常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に限る。)

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

2 [略]

第19条 条例第26条において読み替えて準用する職員給与条例第30条第1項後段の教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員とし、これらの教職員には勤勉手当を支給しない。

(1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する教職員であった者

(2) [略]

<p>2 [略]</p> <p><u>第23条 基準日以前6月以内の期間において、第9条第1項第1号、第3号、第4号又は第5号に掲げる者が条例の適用を受ける職員となった場合（同項第4号又は第5号に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける職員となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の勤務期間に算入する。</u></p>	<p>2 [略]</p> <p><u>第23条 第9条第1項の規定は、前条に規定する条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。</u></p>
---	--

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号の改正、同条第2号の改正（「又は失職」を削る部分に限る。）及び第19条第1項第1号の改正は、令和元年12月14日から施行する。



さいたま市教育員委員会規則第31号

教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

教職員の失業者の退職手当支給規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する委員会が定める者）</p> <p>第7条 条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する委員会が定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>（受給期間延長の申出）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項に規定する申出は、条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、<u>基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）</u>にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3～6 [略]</p>	<p>（条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する委員会が定める者）</p> <p>第7条 条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する委員会が定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職をした者</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>（受給期間延長の申出）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項に規定する申出は、条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から起算して1月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3～6 [略]</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第9条第2項の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に退職した者がこの規則による改正前の教職員の失業者の退職手当支給規則第7条第3号に掲げる者に該当する場合には、この規則による改正後の教職員の失業者の退職手当支給規則第7条に規定するさいたま市教職員退職手当条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する委員会が定める者とみなす。
- 3 この規則による改正後の教職員の失業者の退職手当支給規則第9条第2項の規定は、同規則第4条第1項に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布日前にある者からの申出については、なお従前の例による。

## さいたま市教育委員会規則第32号

### さいたま市教職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の住居手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(権衡教職員の範囲)</p> <p>第4条 条例第15条において読み替えて準用する職員給与条例第14条第1項第2号の教育委員会規則で定める教職員は、さいたま市教職員の単身赴任手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第22号）第5条第3項に該当する教職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員を除く。）で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動（条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員、国若しくは他の地方公共団体の職員又は同規則第5条第1項に規定する者から引き続き給料表の適用を受ける教職員となった者）にあっては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例（平成13年さいたま市条例第304号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した教職員又はさいたま市教員の休職の事由等に関する条例（平成29年さいたま市条例第20号）第3条第1項の規定による休職から復職した教職員にあっては当該復帰又は復職）の直前の住居であった住宅（有料宿舍及び前条に規定する住宅を除く。）又はこれに準じるものとして委員会の定める住宅を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>	<p>(権衡教職員の範囲)</p> <p>第4条 条例第15条において読み替えて準用する職員給与条例第14条第1項第2号の教育委員会規則で定める教職員は、さいたま市教職員の単身赴任手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第22号）第5条第3項に該当する教職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員を除く。）で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動（条例の適用を受けない市費支弁の常勤の職員、国若しくは他の地方公共団体の職員又は同規則第5条第1項に規定する者から引き続き給料表の適用を受ける教職員となった者）にあっては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例（平成13年さいたま市条例第304号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した教職員又はさいたま市教員の休職の事由等に関する条例（平成29年さいたま市条例第20号）第3条第1項の規定による休職から復職した教職員にあっては当該復帰又は復職）の直前の住居であった住宅（有料宿舍及び前条に規定する住宅を除く。）又はこれに準じるものとして委員会の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第33号

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則  
 第1条 さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第24条 成績率は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、委員会が定めるものとする。</p> <p>(1) 次号に掲げる教育職員以外の教職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の102.5</u>（条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第2項に規定する特定管理教育職員（以下この号及び次号において「特定管理教育職員」という。）にあつては、<u>100分の122.5</u>）</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) 高等学校又は中等教育学校の教育職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の97.5</u>（特定管理教育職員にあつては、<u>100分の127.5</u>）</p> <p>イ [略]</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第24条 成績率は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、委員会が定めるものとする。</p> <p>(1) 次号に掲げる教育職員以外の教職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の97.5</u>（条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第2項に規定する特定管理教育職員（以下この号及び次号において「特定管理教育職員」という。）にあつては、<u>100分の117.5</u>）</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) 高等学校又は中等教育学校の教育職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の92.5</u>（特定管理教育職員にあつては、<u>100分の122.5</u>）</p> <p>イ [略]</p>

第2条 さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第24条 成績率は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、委員会が定めるものとする。</p> <p>(1) 次号に掲げる教育職員以外の教職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の100</u> (条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第2項に規定する特定管理教育職員 (以下この号及び次号において「特定管理教育職員」という。) にあつては、<u>100分の120</u>)</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) 高等学校又は中等教育学校の教育職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の9.5</u> (特定管理教育職員にあつては、<u>100分の125</u>)</p> <p>イ [略]</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第24条 成績率は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、委員会が定めるものとする。</p> <p>(1) 次号に掲げる教育職員以外の教職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の102.5</u> (条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第2項に規定する特定管理教育職員 (以下この号及び次号において「特定管理教育職員」という。) にあつては、<u>100分の122.5</u>)</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) 高等学校又は中等教育学校の教育職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の97.5</u> (特定管理教育職員にあつては、<u>100分の127.5</u>)</p> <p>イ [略]</p>

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

### (適用)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第24条の規定は、令和元年12月1日から適用する。